

令和5年（2023年）3月27日
都市経営部経営計画課

豊中市自治基本条例運用状況について（素案）に関する意見募集の結果について

令和5年（2023年）1月25日～2月7日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ	1	4
3	電子メール		
4	電子申込システム	1	1
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	2	5

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	1	1
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	4
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	合計	2	5

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	p.41 【第 30 条市民投票】	投票権を有する者は「市内に住所を有する（市に 3 ヶ月以上在住している）満 18 歳以上の者（外国人含む）」とされているが、外国人はせめて永住権取得を条件にした方が良くと思う。	自治基本条例は、さまざまな個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを超えてじっくりと話し合い、持てる力を出し合って自治を担っていくことを目指していることから、自治の主体と位置付けている「市民」の範囲もできるだけ広く解釈することが条例の趣旨に沿うものと考えています。 そのうえで、市民投票は、「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」について、市民が自らの意思を直接に表明する権利をできる限り保障するという考え方に立って要件を定めています。豊中市における生活に一定馴染み、状況を把握するために必要な期間として、選挙と同様、引き続き 3 か月以上市内に在住していることを要件としており、外国人についても同じ要件としています。
2	全体を通じて	「4 年間の取組み」と「今後の方向性」との間に、現状の課題や市としての認識等を入れた方が良くはないか。そうでないと市として現状で十分なのかわからず、「今後の方向性」が妥当か判断するのが難しい。	今後の方向性については、前回の検討以降、4 年間の取組みや必要に応じて課題を記述したうえで、施策の実施方法の見直しや新たな制度の導入などについて記載していることから、記述する項目の追加は考えておりません。

3	全体を通じて	「今後の方向性」に市として求める数値目標などが書かれていない。例えば、P11~12の地域自治組織の数や、P33~34の意見公募手続実施案件数などは、具体的な数値目標を記載することで、どれだけ増やしたいかを示すべきではないのか。	<p>数値目標については、成果を重視した市政運営を進めるために行っている「行政評価」や、各部局の所管する「分野別計画」において設定及び進捗管理を行っています。なお、地域自治組織の数及び意見公募手続実施案件数の目標値については、それぞれ以下に記載しています。</p> <p>【地域自治組織の数】 (令和3年度実施分政策評価 p.81) https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/gyousei_hyouka/seisakuhyouka/20190524135532126.files/20221020seisakuhyouka.pdf</p> <p>【意見公募手続実施案件数】 (令和3年度実施分事務事業評価・都市経営部 p.60) https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/gyousei_hyouka/jimujigyohyouka.files/2022toshikeiei.pdf</p>
4	p.22~23 【第19条情報公開及び個人情報保護】	個人情報保護に関しての必要な処置として、市は委託等を行う事業者等に対して、法令改正の周知や規定等のひな形の提供といった情報提供を行うしくみを構築する必要があるのではないかと。	市では委託等の契約に際し、ひな形となる標準契約書を作成しています。各部局が事業者等と契約を締結する際に活用しており、個人情報の保護に関する法律の改正等にも随時対応しています。
5	p.33~34 【第25条意見公募手続】	記載内容が条例に基づく「手続き」の整備部分の評価にとどまっている。提出された意見がどのように反映されたのか、またはされなかったのかを、所管部局だけではなく市全体として評価する仕組みが必要である。	<p>条例や計画等を定める際には、「意見公募手続に関する条例」において、提出された意見について「十分に考慮すること」を実施部局に義務付けています。意見を反映するかどうかや、どのように反映させるかは、市の権限と責任において判断しています。</p> <p>なお、いただいた意見を反映する、または反映しない理由については、市のホームページ等で公表しています。</p>